

泉大津市議会令和2年第1回臨時会会議事項

(令和2年5月15日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	4	専決処分報告の件（泉大津市市税条例の一部改正の件）	3
同	5	専決処分報告の件（令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件）	3 1
同	6	専決処分報告の件（泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件）	6 3
同	7	専決処分報告の件（泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件）	7 1
同	8	専決処分報告の件（令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算の件）	8 1
同	9	専決処分報告の件（令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件）	1 0 3
同	1 0	専決処分報告の件（令和 2 年度泉大津市水道事業会計補正予算の件）	1 2 1
同	1 1	専決処分報告の件（令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算の件）	1 3 3
同	1 2	専決処分報告の件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件）	1 5 7

報告第4号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	2
専決年月日	令和2年3月31日
事件名	泉大津市市税条例の一部改正の件

専決第 2 号

泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

泉大津市市税条例の一部を改正する条例

泉大津市市税条例（昭和 39 年泉大津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中第 1 項後段を削り、第 2 項を第 9 項とし、第 1 項の次に次の 7 項を加える。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
- 3 第 1 項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。
- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
- 5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

- 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。
- 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定によ

る竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

- 8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第30条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第36条の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第36条の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければな

らない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第37条第1項中「よつて」を「より、又は現所有者が前条の規定により」に、「申告しなかった場合においては」を「申告をしなかった場合には」に改める。

附則第10条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同

条第15項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第13条から第15条までの規定中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉大津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第29条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第36条の2の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市市税条例の一部を改正する条例要綱

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）の公布に伴い、所要の改正を行ったものであること。

1 固定資産税

(1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとしたものであること。（第２９条第５項関係）

(2) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとしたものであること。（第３６条の２関係）

2 その他所要の規定の整備を行ったものであること。

3 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例は、令和２年４月１日から施行したものであること。（改正条例附則第１条）

(2) 経過措置

ア １(1)は、令和３年度分以後の固定資産税について適用するものであること。

イ １(2)は、令和２年４月１日以後に現に所有している者であることを知った者について適用するものであること。

ウ その他この条例の施行に関し所要の経過規定を定めたものであること。

（改正条例附則第２条）

泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(固定資産税の納税義務者等) 第 2 9 条 固定資産税は、固定資産 (土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同様とする。) に対し、その所有者(質権又は 1 0 0 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。) に課する。	(固定資産税の納税義務者等) 第 2 9 条 固定資産税は、固定資産 (土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同様とする。) に対し、その所有者(質権又は 1 0 0 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。) に課する。 <u>この場合において、法第 3 4 3 条第 4 項、第 6 項、第 7 項又は第 9 項の規定に該当するときは、当該各項において所有者とみなして固定資産税を課することができる」とされている者又は所有者とみなすことができる」とされている者に対し固定資産税を課する。</u>
<u>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 6 9 号) 第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋(同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)) については、当該家屋に係る同法第</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 3 4 8 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</u> <u>3 第 1 項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。</u> <u>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> <u>5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> <u>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第１００条の２（農住組合法第８条第１項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第４６条第１項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第８３条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分</u> <u>の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</u> <u>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第２３条第１項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第１項の所有者とみなし、都道府県等が同条第１項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第８７条の２第１項の規定により国又は都道府県が行う同項第１号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第４９条の３に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第１項の所有者とみなすことができる。</u> ８ 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第１０条の２の１５で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者	

改 正 後	改 正 前
<u>が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</u> <u>9 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。</u> （法第349条の3第27項等の条例で定める割合） <u>第30条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>（現所有者の申告）</u> <u>第36条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。</u>	<u>2 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。</u> （法第349条の3第28項等の条例で定める割合） <u>第30条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>

改正後	改正前
<u>以下この条及び次条において同じ。）</u> <u>は、現所有者であることを知った日</u> <u>の翌日から３月を経過した日までに</u> <u>次に掲げる事項を記載した申告書を</u> <u>市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、</u> <u>氏名又は名称、次号に規定する個</u> <u>人との関係及び個人番号又は法人</u> <u>番号（個人番号又は法人番号を有</u> <u>しない者にあつては、住所、氏名</u> <u>又は名称及び同号に規定する個人</u> <u>との関係）</u> (2) <u>土地又は家屋の所有者として登記</u> <u>簿又は土地補充課税台帳若しくは</u> <u>家屋補充課税台帳に登記又は登録</u> <u>がされている個人が死亡している</u> <u>場合における当該個人の住所及び</u> <u>氏名</u> (3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴</u> <u>収に関し必要と認める事項</u> （法第３８６条の固定資産に係る不申 告に関する過料） 第３７条 固定資産の所有者（法第３ ８６条に規定する固定資産の所有者 をいう。）が、法第３８３条の規定に より、又は現所有者が前条の規定に より申告すべき事項について、正当 な事由がなくて申告をしなかった場	（法第３８６条の固定資産に係る不申 告に関する過料） 第３７条 固定資産の所有者（法第３ ８６条に規定する固定資産の所有者 をいう。）が、法第３８３条の規定に よって申告すべき事項について、正 当な事由がなくて申告しなかった場 合においては、その者に対し１０万

改 正 後	改 正 前
<u>合には、その者に対し１０万円以下の過料を科する。</u> ２及び３ （略） 附 則 （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第１０条 法附則第１５条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 <u>２ 法附則第１５条第２項第５号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。</u> <u>３ 法附則第１５条第３０項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。</u> <u>４ 法附則第１５条第３０項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。</u> <u>５ 法附則第１５条第３０項第１号ハ</u>	円以下の過料を科する。 ２及び３ （略） 附 則 （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第１０条 法附則第１５条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。 <u>２ 法附則第１５条第２項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。</u> <u>３ 法附則第１５条第２項第６号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。</u> <u>４ 法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。</u> <u>５ 法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。</u> <u>６ 法附則第１５条第３３項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。</u> <u>７ 法附則第１５条第３３項第１号ニ</u>

改 正 後	改 正 前
に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。	に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
<u>6 法附則第15条第30項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。	<u>8 法附則第15条第33項第1号ホ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
<u>7 法附則第15条第30項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。	<u>9 法附則第15条第33項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。
<u>8 法附則第15条第30項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。	<u>10 法附則第15条第33項第2号 ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。
<u>9 法附則第15条第30項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。	
<u>10 法附則第15条第30項第3号 イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。	<u>11 法附則第15条第33項第3号 イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
<u>11 法附則第15条第30項第3号 ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。	<u>12 法附則第15条第33項第3号 ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
<u>12 法附則第15条第30項第3号</u>	<u>13 法附則第15条第33項第3号</u>

改 正 後	改 正 前
ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>1 3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>1 4 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</u> <u>1 5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> 1 6 （略） （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第13条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該	ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>1 4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>1 5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</u> 1 6 （略） （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第13条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該

改正後	改正前
宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該	宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該

改正後	改正前
年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当	年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る

改正後	改正前
該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、	当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、

改正後	改正前
当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第14条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を	当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第14条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率

改 正 後	改 正 前
乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の規定により法附則第19条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分	を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の規定により法附則第19条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分

改正後	改正前
の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得	の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得

改 正 後	改 正 前
た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

報告第5号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	3
専決年月日	令和2年3月31日
事件名	令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第7号）

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第7号)

専決第 3 号

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

令和元年度泉大津市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7 5, 6 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8, 9 7 2, 5 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 2 年 3 月 3 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		179,000	13,048	192,048
	2 自動車重量譲与税	85,000	8,030	93,030
	3 特別とん譲与税	60,000	2,154	62,154
	4 森林環境譲与税	0	2,864	2,864
4 配当割交付金		45,000	18,749	63,749
	1 配当割交付金	45,000	18,749	63,749
5 株式等譲渡所得割交付金		25,000	11,689	36,689
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	11,689	36,689
9 地方交付税		3,852,318	38,198	3,890,516
	1 地方交付税	3,852,318	38,198	3,890,516
12 使用料及び手数料		416,930	1,424	418,354
	2 手数料	137,103	1,424	138,527
13 国庫支出金		5,538,376	2,388	5,540,764
	2 国庫補助金	618,582	2,388	620,970
15 財産収入		122,440	14,093	136,533
	1 財産運用収入	120,430	559	120,989

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 財産売却収入	2,010	13,534	15,544
16 寄附金		10,010	462,244	472,254
	1 寄附金	10,010	462,244	472,254
19 諸収入		517,261	113,856	631,117
	3 収益事業収入	33,000	96,164	129,164
	4 貸付金元利収入	892	680	1,572
	5 雑入	473,333	17,012	490,345
歳 入 合 計		28,296,863	675,689	28,972,552

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,062,877	669,671	3,732,548
	1 総務管理費	2,392,990	669,112	3,062,102
	8 テクスピア大阪管理運営費	88,904	559	89,463
3 民生費		13,155,247	680	13,155,927
	1 社会福祉費	4,687,914	680	4,688,594
	2 児童福祉費	4,413,282	0	4,413,282
4 衛生費		2,722,937	1,424	2,724,361
	2 清掃費	1,059,872	1,424	1,061,296
7 土木費		2,660,558	3,914	2,664,472
	2 道路橋りょう費	456,103	1,050	457,153
	4 都市計画費	553,071	2,864	555,935
歳 出 合 計		28,296,863	675,689	28,972,552

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	民間認定こども園等運営補助事業	2,085
		保育所運営事業	19
		認定こども園運営事業	75

令和元年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 7 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 地方譲与税	1 7 9, 0 0 0
4 配当割交付金	4 5, 0 0 0
5 株式等譲渡所得割交付金	2 5, 0 0 0
9 地方交付税	3, 8 5 2, 3 1 8
12 使用料及び手数料	4 1 6, 9 3 0
13 国庫支出金	5, 5 3 8, 3 7 6
15 財産収入	1 2 2, 4 4 0
16 寄附金	1 0, 0 1 0
19 諸収入	5 1 7, 2 6 1
歳 入 合 計	2 8, 2 9 6, 8 6 3

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1 3, 0 4 8	1 9 2, 0 4 8
1 8, 7 4 9	6 3, 7 4 9
1 1, 6 8 9	3 6, 6 8 9
3 8, 1 9 8	3, 8 9 0, 5 1 6
1, 4 2 4	4 1 8, 3 5 4
2, 3 8 8	5, 5 4 0, 7 6 4
1 4, 0 9 3	1 3 6, 5 3 3
4 6 2, 2 4 4	4 7 2, 2 5 4
1 1 3, 8 5 6	6 3 1, 1 1 7
6 7 5, 6 8 9	2 8, 9 7 2, 5 5 2

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	3,062,877	669,671
3 民生費	13,155,247	680
4 衛生費	2,722,937	1,424
7 土木費	2,660,558	3,914
歳 出 合 計	28,296,863	675,689

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3, 732, 548			494, 299	175, 372
13, 155, 927	2, 388		680	△2, 388
2, 724, 361			1, 424	
2, 664, 472			3, 914	
28, 972, 552	2, 388		500, 317	172, 984

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 179,000	千円 13,048	千円 192,048

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車重量譲与税	85,000	8,030	93,030
計	85,000	8,030	93,030

(項) 3 特別とん譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 特別とん譲与税	60,000	2,154	62,154
計	60,000	2,154	62,154

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	0	2,864	2,864
計	0	2,864	2,864

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	8,030	自動車重量譲与税

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別とん譲与税	2,154	特別とん譲与税

節		説 明
区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	2,864	森林環境譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

補 正 前	補 正 額	計
千円 45,000	千円 18,749	千円 63,749

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 配当割交付金	45,000	18,749	63,749
計	45,000	18,749	63,749

補 正 前	補 正 額	計
千円 25,000	千円 11,689	千円 36,689

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	11,689	36,689
計	25,000	11,689	36,689

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,852,318	千円 38,198	千円 3,890,516

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	3,852,318	38,198	3,890,516

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 配当割交付金	18,749	配当割交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 株式等譲渡所得割交付金	11,689	株式等譲渡所得割交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	38,198	特別交付税

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	3, 852, 318	38, 198	3, 890, 516

補 正 前	補 正 額	計
千円 416, 930	千円 1, 424	千円 418, 354

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生手数料	100, 189	1, 424	101, 613
計	137, 103	1, 424	138, 527

補 正 前	補 正 額	計
千円 5, 538, 376	千円 2, 388	千円 5, 540, 764

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	139, 742	2, 388	142, 130
計	618, 582	2, 388	620, 970

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃手数料	1,424	一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	2,388	保育対策総合支援事業費補助金

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

補 正 前	補 正 額	計
千円 122,440	千円 14,093	千円 136,533

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 財産貸付収入	116,776	559	117,335
計	120,430	559	120,989

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 不動産売払収入	2,000	13,534	15,534
計	2,010	13,534	15,544

補 正 前	補 正 額	計
千円 10,010	千円 462,244	千円 472,254

(款) 16 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 指定寄附金	10,000	462,244	472,244
計	10,010	462,244	472,254

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地建物貸付収入	559	テクスピア大阪施設貸付収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地建物売払収入	13,534	土地売払収入

節		説 明
区 分	金 額	
2 ふるさと応援寄附金	462,244	ふるさと応援寄附金 451,966 がんばろう基金事業費寄附金 5,975 セーフコミュニティ基金事業費寄附金 4,303

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

補 正 前	補 正 額	計
千円 517,261	千円 113,856	千円 631,117

(款) 19 諸収入

(項) 3 収益事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 競艇事業収入	33,000	96,164	129,164
計	33,000	96,164	129,164

(項) 4 貸付金元利収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 貸付金元利収入	892	680	1,572
計	892	680	1,572

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	473,333	17,012	490,345
計	473,333	17,012	490,345

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 競艇事業収入	96,164	大阪府都市競艇企業団配分金

節		説 明
区 分	金 額	
1 貸付金元利収入	680	病院事業会計貸付金元利償還金収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	17,012	提携駐車場利用料金 △600 指定管理者納付金 1,650 自動販売機売上手数料（市民協働推進課分） 534 自動車・建物損害共済災害共済金 15,428

(款) 19 諸収入

(項) 3 収益事業収入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,062,877	千円 669,671	千円 3,732,548

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
20 がんばろう 基金費	4	6,509	6,513			6,509	
22 財政調整基 金費	553,510	175,372	728,882				175,372
23 セーフコミ ュニティ基 金費	6	4,303	4,309			4,303	
24 ふるさと応 援基金費	37	451,966	452,003			451,966	
25 公共施設整 備基金費	45	30,962	31,007			30,962	
計	2,392,990	669,112	3,062,102			493,740	175,372

(項) 8 テクスピア大阪管理運営費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 テクスピア 大阪管理運 営費	17,000	△1,071	15,929			△1,071	
2 テクスピア 大阪産業振 興整備基金 費	71,904	1,630	73,534			1,630	
計	88,904	559	89,463			559	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	6,509	1 がんぱろう基金積立事業 6,509	25 積立金 がんぱろう基金積立金 6,509
25 積立金	175,372	1 財政調整基金積立事業 175,372	25 積立金 財政調整基金積立金 175,372
25 積立金	4,303	1 セーフコミュニティ基金積立事業 4,303	25 積立金 セーフコミュニティ基金積立金 4,303
25 積立金	451,966	1 ふるさと応援基金積立事業 451,966	25 積立金 ふるさと応援基金積立金 451,966
25 積立金	30,962	1 公共施設整備基金積立事業 30,962	25 積立金 公共施設整備基金積立金 30,962

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 使用料及び賃借料	△1,071	1 テクスピア大阪管理運営事業 △1,071	14 使用料及び賃借料 テクスピア大阪土地賃借料 共益費 △1,071 △1,011 △60
25 積立金	1,630	1 テクスピア大阪産業振興整備基金積立事業 1,630	25 積立金 テクスピア大阪産業振興整備基金積立金 1,630

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 13, 155, 247	千円 680	千円 13, 155, 927

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
11 福祉基金費	13	680	693			680	
計	4,687,914	680	4,688,594			680	

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1, 409, 415	0	1, 409, 415	2, 085			△2, 085
4 保育所費	706, 005	0	706, 005	167			△167
8 認定こども園費	282, 784	0	282, 784	136			△136
計	4, 413, 282	0	4, 413, 282	2, 388			△2, 388

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 722, 937	千円 1, 424	千円 2, 724, 361

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	571, 194	△1, 542	569, 652			△1, 542	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	680	1 福祉基金積立事業 680	25 積立金 福祉基金積立金 680

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		10 民間認定こども園等 運営補助事業 0	
		2 保育所運営事業 0	
		1 認定こども園運営事 業 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
9 旅費 11 需用費 13 委託料	△100 △501 △941	6 一般家庭ごみ減量化 推進事業(地域環境 基金活用事業) △1,542	9 旅費 △100 普通旅費 11 需用費 △501 消耗品費 △151 印刷製本費 △350 13 委託料 △941

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 地域環境基金費	49,566	2,966	52,532			2,966	
計	1,059,872	1,424	1,061,296			1,424	

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,660,558	千円 3,914	千円 2,664,472

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5 交通安全対策費	94,524	1,050	95,574			1,050	
計	456,103	1,050	457,153			1,050	

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6 森林環境譲与税基金費	0	2,864	2,864			2,864	
計	553,071	2,864	555,935			2,864	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			指定ごみ袋管理搬送委託料
25 積立金	2,966	1 地域環境基金積立事業 2,966	25 積立金 地域環境基金積立金 2,966

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	1,050	6 駐車場整備基金積立事業 1,050	25 積立金 駐車場整備基金積立金 1,050

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	2,864	1 森林環境譲与税基金積立事業 2,864	25 積立金 森林環境譲与税基金積立金 2,864

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

報告第6号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	4
専決年月日	令和2年4月21日
事件名	泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

専決第 4 号

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 2 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例

泉大津市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年泉大津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例要綱

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関して、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第２５号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものであること。

１ 改正の内容

本市において行う事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を加えたものであること。（第２条関係）

２ 施行期日

この条例は、令和２年４月２１日から施行したものであること。

泉大津市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(市において行う事務) 第 2 条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務	(市において行う事務) 第 2 条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務

報告第7号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	5
専決年月日	令和2年4月21日
事件名	泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件

専決第 5 号

泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 2 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉大津市国民健康保険条例（昭和35年泉大津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第2項を附則第2条とし、附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との

調整)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の泉大津市国民健康保険条例附則第3条及び第4条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(参 考)

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染した被保険者等に対して、傷病手当金を支給するため、所要の改正を行ったものであること。

1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けているものに対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、必要な規定を設けたものであること。（附則第3条及び第4条関係）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例は、令和2年4月21日から施行したものであること。（改正条例附則第1条）

(2) 適用区分

1は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであること。（改正条例附則第2条）

泉大津市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 (略)</u> <u>第 2 条 (略)</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> <u>第 3 条 給与等（所得税法（昭和 4 0</u> <u>年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に</u> <u>規定する給与等をいい、賞与（健康</u> <u>保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与</u> <u>をいう。）を除く。以下同じ。）の支</u> <u>払いを受けている被保険者が療養の</u> <u>ため労務に服することができないと</u> <u>き（新型インフルエンザ等対策特別</u> <u>措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）</u> <u>附則第 1 条の 2 に規定する新型コロ</u> <u>onavirus感染症（以下「新型コロ</u> <u>onavirus感染症」という。）に感染</u> <u>したとき又は発熱等の症状があり当</u> <u>該感染症の感染が疑われるときに限</u> <u>る。）は、その労務に服することがで</u> <u>きなくなった日から起算して 3 日を</u> <u>経過した日から労務に服することが</u> <u>できない期間のうち労務に就くこと</u> <u>を予定していた日について、傷病手</u> <u>当金を支給する。</u>	附 則 <u>1 (略)</u> <u>2 (略)</u>

改 正 後	改 正 前
2 傷病手当金の額は、1日につき、 <u>傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u> 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。 <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u> 第4条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合</u>	

改正後	改正前
<u>において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u>	

報告第 8 号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	6
専 決 年 月 日	令和 2 年 4 月 2 1 日
事 件 名	令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第 1 号）

令和 2 年度 泉 大 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(補正第 1 号)

専決第 6 号

令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算

令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4, 2 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0, 3 6 7, 3 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 使用料及び手数料		333,788	0	333,788
	2 手数料	131,814	0	131,814
18 繰入金		1,229,497	119,506	1,349,003
	1 基金繰入金	1,201,766	119,506	1,321,272
20 諸収入		524,445	△45,291	479,154
	5 雑入	458,173	△45,291	412,882
歳 入 合 計		30,293,109	74,215	30,367,324

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		13,643,246	10,621	13,653,867
	2 児童福祉費	4,650,067	10,621	4,660,688
4 衛生費		2,870,778	0	2,870,778
	2 清掃費	1,169,441	0	1,169,441
9 教育費		3,546,951	63,594	3,610,545
	1 教育総務費	609,646	21,297	630,943
	2 小学校費	1,137,496	42,297	1,179,793
	3 中学校費	328,778	0	328,778
	4 幼稚園費	310,862	0	310,862
歳 出 合 計		30,293,109	74,215	30,367,324

令和２年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
13 使用料及び手数料	3 3 3, 7 8 8
18 繰入金	1, 2 2 9, 4 9 7
20 諸収入	5 2 4, 4 4 5
歳 入 合 計	3 0, 2 9 3, 1 0 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
0	3 3 3, 7 8 8
1 1 9, 5 0 6	1, 3 4 9, 0 0 3
△ 4 5, 2 9 1	4 7 9, 1 5 4
7 4, 2 1 5	3 0, 3 6 7, 3 2 4

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 民生費	13,643,246	10,621
4 衛生費	2,870,778	0
9 教育費	3,546,951	63,594
歳 出 合 計	30,293,109	74,215

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
13,653,867			△8,698	19,319
2,870,778				
3,610,545			△15,296	78,890
30,367,324			△23,994	98,209

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 333,788	千円 0	千円 333,788

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生手数料	98,441	0	98,441
計	131,814	0	131,814

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,229,497	千円 119,506	千円 1,349,003

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	349,656	98,209	447,865
7 ふるさと応援基金繰入金	161,354	21,297	182,651
計	1,201,766	119,506	1,321,272

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃手数料	0	一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	98,209	財政調整基金繰入金
1 ふるさと応援基金繰入金	21,297	ふるさと応援基金繰入金

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 手数料

補 正 前	補 正 額	計
千円 524,445	千円 △45,291	千円 479,154

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	458,173	△45,291	412,882
計	458,173	△45,291	412,882

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	△45,291	保育所等3歳以上児及び職員給食費負担金 △5,236 認定こども園等短時間児給食費負担金 △3,462 給食費 △34,650 幼稚園給食費負担金 △1,943

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 13,643,246	千円 10,621	千円 13,653,867

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1,630,044	10,621	1,640,665				10,621
4 保育所費	757,098	0	757,098			△8,698	8,698
計	4,650,067	10,621	4,660,688			△8,698	19,319

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,870,778	千円 0	千円 2,870,778

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	581,844	28,753	610,597			28,753	
4 地域環境基金費	51,770	△28,753	23,017			△28,753	
計	1,169,441	0	1,169,441				

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	10,621	10 民間認定こども園等 運営補助事業 10,621	18 負担金、補助及び交付金 10,621 民間認定こども園等運営費補助金
		2 保育所運営事業 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	5,367	6 一般家庭ごみ減量化 推進事業(地域環境 基金活用事業) 28,753	10 需用費 5,367 消耗品費
11 役務費	22,875		11 役務費 22,875 指定袋引換券郵送料 2,115 指定袋引換手数料 20,760
12 委託料	511		12 委託料 511 指定袋引換券作製業務委託料
24 積立金	△28,753	1 地域環境基金積立 事業 △28,753	24 積立金 △28,753 地域環境基金積立金

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,546,951	千円 63,594	千円 3,610,545

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 教育指導費	99,904	21,297	121,201			21,297	
計	609,646	21,297	630,943			21,297	

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	1,071,564	42,297	1,113,861				42,297
計	1,137,496	42,297	1,179,793				42,297

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	287,360	0	287,360			△34,650	34,650
計	328,778	0	328,778			△34,650	34,650

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園費	310,862	0	310,862			△1,943	1,943
計	310,862	0	310,862			△1,943	1,943

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 使用料及び賃借料	21,297	11 自学自習支援事業 21,297	13 使用料及び賃借料 家庭学習支援サービス使用料 21,297

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	42,297	5 小学校給食事業 42,297	10 需用費 賄材料費 42,297

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		6 中学校給食事業 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		4 幼稚園維持管理事業 0	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

報告第9号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	7
専決年月日	令和2年4月21日
事件名	令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件（補正第1号）

令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

(補正第 1 号)

専決第 7 号

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 9 0 6, 3 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 府支出金		5,605,355	1,221	5,606,576
	1 府補助金	5,605,355	1,221	5,606,576
歳 入 合 計		7,905,174	1,221	7,906,395

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,506,192	1,221	5,507,413
	7 傷病手当金	0	1,221	1,221
歳 出 合 計		7,905,174	1,221	7,906,395

令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳入歳出補正予算

1 総括 歳入

款	補正前の額
4 府支出金	5,605,355
歳入合計	7,905,174

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1, 2 2 1	5, 6 0 6, 5 7 6
1, 2 2 1	7, 9 0 6, 3 9 5

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 保険給付費	5, 506, 192	1, 221
歳 出 合 計	7, 905, 174	1, 221

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5, 507, 413	1, 221			
7, 906, 395	1, 221			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,605,355	千円 1,221	千円 5,606,576

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	5,595,859	1,221	5,597,080
計	5,605,355	1,221	5,606,576

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	1,221	特別調整交付金

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,506,192	千円 1,221	千円 5,507,413

(款) 2 保険給付費

(項) 7 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 傷病手当金	0	1,221	1,221	1,221			
計	0	1,221	1,221	1,221			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	1,221	1 傷病手当金 1,221	18 負担金、補助及び交付金 傷病手当金 1,221

(款) 2 保険給付費

(項) 7 傷病手当金

報告第10号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	8
専決年月日	令和2年4月21日
事件名	令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算の件（補正第1号）

令和 2 年度 泉大津市水道事業会計補正予算

(補正第 1 号)

令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算

第1条 令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度泉大津市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,935,541千円	△100,300千円	1,835,241千円
第1項 営業収益	1,725,273千円	△100,300千円	1,624,973千円

令和2年4月21日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

令和 2 年度泉大津市水道

収 益 の

収

款	項	目
1 水 道 事 業 収 益		
	1 営 業 収 益	
		1 給 水 収 益

事業会計補正予算実施計画

収 入

入

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
1,935,541	△ 100,300	1,835,241
1,725,273	△ 100,300	1,624,973
1,644,941	△ 100,300	1,544,641

令和2年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	145,809
減価償却費	404,845
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 25
退職給付引当金の増減額(△は減少)	6,478
賞与引当金の増減額(△は減少)	452
長期前受金戻入	△ 128,616
受取利息	△ 5,314
支払利息	59,100
固定資産除却損	△ 4,595
未収金の増減額(△は増加)	19,325
未払金の増減額(△は減少)	△ 15,097
たな卸資産の増減額(△は増加)	226
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 2,045
小計	480,543
利息の受取額	5,314
利息の支払額	△ 59,100
業務活動によるキャッシュ・フロー	426,757

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 301,672
国庫補助金等による収入	70,299
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	5,692
他会計からの貸付金返済による収入	50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 175,681

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 172,255
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,745

資金増減額(△は減少)	278,821
資金期首残高	2,698,972
資金期末残高	2,977,793

令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

収 益 の

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業収益		1,935,541	△ 100,300	1,835,241
1 営業収益		1,725,273	△ 100,300	1,624,973
	1 給 水 収 益	1,644,941	△ 100,300	1,544,641

収 入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 料 金 収 益	△ 100,300	水道使用料

報告第 1 1 号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	9
専 決 年 月 日	令和 2 年 4 月 2 7 日
事 件 名	令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第 2 号）

令和 2 年度 泉 大 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(補正第 2 号)

専決第 9 号

令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算

令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 8 1 4, 2 6 3 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 1 8 1, 5 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 7 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,868,272	7,629,513	13,497,785
	2 国庫補助金	866,574	7,629,513	8,496,087
18 繰入金		1,349,003	184,750	1,533,753
	1 基金繰入金	1,321,272	184,750	1,506,022
歳 入 合 計		30,367,324	7,814,263	38,181,587

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2, 475, 161	7, 526, 478	10, 001, 639
	1 総務管理費	1, 787, 711	7, 526, 478	9, 314, 189
3 民生費		13, 653, 867	103, 035	13, 756, 902
	2 児童福祉費	4, 660, 688	103, 035	4, 763, 723
6 商工費		84, 664	184, 750	269, 414
	1 商工費	84, 664	184, 750	269, 414
歳 出 合 計		30, 367, 324	7, 814, 263	38, 181, 587

令和２年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 2 号)

歳入歳出補正予算

1 総括 歳入

款	補正前の額
14 国庫支出金	5, 8 6 8, 2 7 2
18 繰入金	1, 3 4 9, 0 0 3
歳入合計	3 0, 3 6 7, 3 2 4

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
7, 6 2 9, 5 1 3	1 3, 4 9 7, 7 8 5
1 8 4, 7 5 0	1, 5 3 3, 7 5 3
7, 8 1 4, 2 6 3	3 8, 1 8 1, 5 8 7

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2, 475, 161	7, 526, 478
3 民生費	13, 653, 867	103, 035
6 商工費	84, 664	184, 750
歳 出 合 計	30, 367, 324	7, 814, 263

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10,001,639	7,526,478			
13,756,902	103,035			
269,414				184,750
38,181,587	7,629,513			184,750

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,868,272	千円 7,629,513	千円 13,497,785

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	62,814	7,526,478	7,589,292
2 民生費国庫補助金	146,761	103,035	249,796
計	866,574	7,629,513	8,496,087

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,349,003	千円 184,750	千円 1,533,753

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	447,865	184,750	632,615
計	1,321,272	184,750	1,506,022

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	7,526,478	特別定額給付金給付事業費補助金
2 児童福祉費補助金	103,035	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	184,750	財政調整基金繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,475,161	千円 7,526,478	千円 10,001,639

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9 企画調査費	30,542	7,526,478	7,557,020	7,526,478			
計	1,787,711	7,526,478	9,314,189	7,526,478			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	6,571	7 特別定額給付金 給付事業 7,526,478	1 報酬 6,571 会計年度任用職員報酬
3 職員手当等	3,010		3 職員手当等 3,010 時間外勤務手当 2,000 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 1,010
8 旅費	947		8 旅費 947 普通旅費 25 費用弁償 922
10 需用費	1,500		10 需用費 1,500 消耗品費 500 印刷製本費 1,000
11 役務費	41,797		11 役務費 41,797 通信運搬費 11,349 振込手数料 30,448
12 委託料	4,500		12 委託料 4,500 電算処理委託料
13 使用料及び賃借料	15,653		13 使用料及び賃借料 15,653 電子複写機使用料 300 会場借上料 200 システム使用料 13,653 庁用備品借上料 1,500
18 負担金、補助及び交付金	7,452,500		18 負担金、補助及び交付金 7,452,500 特別定額給付金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 13,653,867	千円 103,035	千円 13,756,902

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	1,149,682	103,035	1,252,717	103,035			
計	4,660,688	103,035	4,763,723	103,035			

補 正 前	補 正 額	計
千円 84,664	千円 184,750	千円 269,414

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	32,810	184,750	217,560				184,750
計	84,664	184,750	269,414				184,750

(単位：千円)

（単位：千円）

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	135	2 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 103,035	3 職員手当等 時間外勤務手当 135
10 需用費	567		10 需用費 消耗品費 印刷製本費 567 22 545
11 役務費	4,517		11 役務費 通信運搬費 振込手数料 4,517 1,680 2,837
12 委託料	2,136		12 委託料 電算処理委託料 2,136
18 負担金、補助及び交付金	95,680		18 負担金、補助及び交付金 子育て世帯への臨時特別給付金 95,680

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	184,750	1 産業振興対策事業 184,750	18 負担金、補助及び交付金 184,750
			休業要請支援金負担金

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(523) 472	682,204	1,687,654	1,511,898	3,881,756	691,840	4,573,596	
補正前	(518) 472	675,633	1,687,654	1,508,753	3,872,040	691,840	4,563,880	
比 較	(5) 0	6,571	0	3,145	9,716	0	9,716	

()内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,148	107,912	837,912	59,028	40,944	33,637	113,412	11,404
	補 正 前	50,148	107,912	836,902	59,028	40,944	33,637	111,277	11,404
	比 較	0	0	1,010	0	0	0	2,135	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,511,898	
	補 正 前	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,508,753	
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,145	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(28) 460	1,662,710	1,364,044	3,026,754	574,747	3,601,501	
補正前	(28) 460	1,662,710	1,361,909	3,024,619	574,747	3,599,366	
比 較	(0) 0	0	2,135	2,135	0	2,135	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,148	106,414	693,620	59,028	40,450	33,637	113,412	11,404
	補 正 前	50,148	106,414	693,620	59,028	40,450	33,637	111,277	11,404
	比 較	0	0	0	0	0	0	2,135	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,364,044	
	補 正 前	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,361,909	
	比 較	0	0	0	0	0	0	2,135	

イ 会 計 年 度 任 用 職 員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(495) 12	682,204	24,944	147,854	855,002	117,093	972,095	
補正前	(490) 12	675,633	24,944	146,844	847,421	117,093	964,514	
比 較	(5) 0	6,571	0	1,010	7,581	0	7,581	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,498	144,292	494	0	0	1,570	0	147,854
	補 正 前	1,498	143,282	494	0	0	1,570	0	146,844
	比 較	0	1,010	0	0	0	0	0	1,010

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	6,571	その他の増減分	6,571	異動等による増	
職員手当	3,145	その他の増減分	3,145	異動等による増	

報告第12号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	10
専決年月日	令和2年4月30日
事件名	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

専決第 1 0 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 3 0 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

2 4 第 1 7 項、第 1 9 項及び第 2 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 5 月 3 1 日までの間における給料を計算する場合にあっては、別表中「8 9 0, 0 0 0」とあるのは「1 4 2, 4 0 0」と、「7 9 0, 0 0 0」とあるのは「1 1 0, 6 0 0」と、「7 0 0, 0 0 0」とあるのは「1 1 2, 0 0 0」とそれぞれ読み替える。ただし、この項の規定は、退職手当を計算する場合の給料には適用しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例要綱

本条例は、市長、副市長及び教育長の給料を減額するため、所要の改正を行ったものであること。

1 給料の特例（附則第24項関係）

(1) 特例措置

給料の減額

区 分	改正後の給料月額 (減額率)	現行の給料月額 (減額率)	本来の給料月額
市 長	142,400円 (84%)	712,000円 (20%)	890,000円
副市長	110,600円 (86%)	632,000円 (20%)	790,000円
教育長	112,000円 (84%)	630,000円 (10%)	700,000円

ただし、退職手当を計算する場合の給料には適用しないものであること。

(2) 特例期間

給料を減額する特例期間については、令和2年5月1日から令和2年5月31日までとしたものであること。

2 施行期日

この条例は、令和2年5月1日に施行したものであること。

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 1～23 (略) 24 第17項、第19項及び第22項の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和2年5月31日までの間における給料を計算する場合にあっては、別表中「890,000」とあるのは「142,400」と、「790,000」とあるのは「110,600」と、「700,000」とあるのは「112,000」とそれぞれ読み替える。ただし、この項の規定は、退職手当を計算する場合の給料には適用しない。	附 則 1～23 (略)

